

広島県告示第三百三十一号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急病院として認定した。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
庄原市立西城市民病院	庄原市西城町中野一三三九番地	平成二十三年三月三〇日	更新